

NEWS RELEASE

No. 21-9

2021年8月18日

(公財)損害保険事業総合研究所

8月25日発刊「損害保険研究」第83巻第2号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第83巻第2号を8月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月、2月の年4回です。

今号には、サイバーリスク保険に関して保険法学者が今後の法学研究のための共通理解のベースを提供する論稿、投資ファンドの専門業務賠償責任保険について紹介した論稿、英国の火災保険の史料を紐解き比例てん補方式の登場の経緯を考える論稿を掲載しています。

また、全国学生保険学ゼミナール(RIS)の2020年度の優秀論文として表彰された、地震保険の需要に影響を与える要因の解明を試みる大学生執筆の論稿を掲載しています。

損害保険判例研究会の判例研究は、請求権代位に基づき代位取得する損害賠償請求権の範囲に関する対応の原則について、また、保険金請求権の消滅時効の起算点と保険金支払債務の履行期との関係について、実務の参考になるものです。

今号に収録されている論稿の概要は、以下のとおりです。

<研究論文>

サイバーリスクと保険の全体構造

神戸大学大学院法学研究科教授 榊素寛氏

サイバーリスクは、現代において深刻化しつつある問題である。サイバーリスクは、世界中で様々な問題を発生させているだけでなく、そのリスクも日々変化し増加しつつある。しかし、損保実務上サイバーリスクに対するカバーのあり方は不透明であることに加え、今後大きな問題となることが予想されるにもかかわらず、国内外を問わず、保険法学における研究が十分には行われていない。

本稿は、保険法学分野で共通認識が形成されていないと考えられるサイバーリスクに関する研究の全体像を描くことで、今後のサイバーリスク研究を発展させるための土台を構築することを目標とする。そのための手法として、主として米国の研究を参照し、サイバーリスクの特徴を分析したうえで、保険法学分野でのサイバーリスク研究の現状を示し、今後予想される重要論点の分析を行う。

<研究ノート>

投資ファンドの専門業務賠償責任保険

オリックス株式会社 山越誠司氏

投資ファンドの専門業務賠償責任保険はアメリカで開発され、わが国でも徐々に普及しているが、保険の構造や機能、役割について十分理解されているとは言い難い。そこで、プライベート・エクイティ事業とアセット・マネジメント事業の構造や業務フローに沿って保険を分析評価することで、保険の輪郭を明らかにする。

投資ファンド事業の性質上、投資家と事業者の間の利益相反性は避けられないものがあるが、投資ファンドの保険は、そのようなリスクを踏まえた約款構成になっており、補償や免責の内容も過去の様々な保険事故を経験しながら進化してきている。

そして、今後の投資ファンド事業の発展や信託義務概念の拡大によるリスクの多様化を考えると、今まで以上に本保険の活用余地がある。このように、投資ファンド事業の実務を踏まえた投資ファンド向けの保険の意義について分析すると、本保険の発展が期待されることになる。

<研究ノート>

比例てん補方式の形成について—17・18世紀イングランドにおける近代保険生成の一齣—

元 安田火災海上保険株式会社 永井治郎氏

時価主義・比例てん補方式をとる損害保険契約において、保険金支払額は、‘損害額×保険金額／保険価額’の算式で計算される。本稿の目的は、この保険金額と保険価額の合一過程を、黎明期のイギリス保険各社に焦点を合わせつつ、追究することにある。

The Fire Office に代表される初期家屋保険各社(17 世紀後半)にあつては、両者の合一は、おおむね緩やかな関係であった。ただ、初期家屋保険が抵当制度と深く結合していたため、これを保護する上で必要な限り、両者の関係に注意が払われた。

一方、Sun Fire Office に代表される初期動産保険各社(18 世紀前半)にあつては、両者は、かなり密接な関係となる。それは初期動産保険が手形制度と深く結合したため、商品が滅失した場合、商品価額全額を回収する必要があつたからである。

比例てん補方式は、初期動産保険における両者合一の上に出現するとともに、保険の基本構造上の変化を示すものであつた。

<寄稿(RIS2020優秀論文)>

地震保険に対する需要の決定要因

上智大学経済学部 石井昌宏ゼミナール

地震保険は複数の特性を有している。それに起因して価格以外の要因がその需要に影響していると考えられ、地震保険需要に影響を与えるそれらの諸要因を明確にすることが本研究の目的である。そこで、保険料率、世帯人数、持ち家率、教育(進学率)、リスク認知(地震発生確率と地震発生意識)によって地震保険需要の変動を説明する諸仮説を設定した。そして、これらの仮説に基づいた重回帰分析において、教育(進学率)とリスク認知(地震発生意識)が地震保険需要に影響を与えていることが認められた。さらにこの結果を基にして、教育(進学率)とリスク認知(地震発生意識)の関係を説明する仮説を設定した。この仮説に基づいた単回帰分析を行い、教育(進学率)はリスク認知(地震発生意識)に正の影響を与えるという結果を得た。

<損害保険判例研究>

「損害保険判例研究会」判例報告

利益保険契約に基づき保険金を支払った保険会社が代位取得する請求権の範囲

東京地裁令和2年6月29日判決

平成29年(ワ)第10970号 求償金請求事件 金判1602号40頁、金法2150号66頁

京都大学大学院法学研究科教授 山下徹哉氏

保険金請求権の消滅時効の起算点と保険金支払債務の履行期との関係

福岡高裁令和2年6月23日判決

令和元年(ネ)第877号 保険金請求控訴事件

永沢総合法律事務所 弁護士 永沢徹氏

以上

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

『損害保険研究』新規購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/publications/magazine.html>

※本号のご購入や新規定期購読をお申し込みいただいた場合、テレワーク実施中のため、発送には1週間から10日程度、お時間を頂戴します。ご了承いただきたくお願い申し上げます。